

令和 5 年 6 月 2 0 日
財 政 課 入 札 管 理 係

山田町営建設工事における社会保険等加入促進対策の強化について

公共工事の入札及び契約の適正化並びに建設業における担い手の育成や健全な競争環境の構築を図るため、令和 5 年 7 月 1 日以降の山田町営建設工事の下請負人に係る社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことをいう。以下同じ。）の取扱いを下記のとおりとし、未加入業者に対する加入促進対策を強化することとしましたのでお知らせします。

記

1 取扱いの主旨

法令に違反し社会保険等に未加入である建設業許可業者（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 3 項で定める建設業者をいう。）を、二次以下も含めて町営建設工事の下請負人とすることを原則として禁止し、山田町営建設工事請負契約書別記第 7 条の 2 においてその旨を規定する。

なお、建設業許可を有していない下請負人は本取扱いの対象外となる。また、本取扱いは、社会保険等の加入義務がない建設業者の強制的な加入及び排除を目的とするものではない。

2 対象となる社会保険等

- (1) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 確認の方法

「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」により、別表の区分に応じ社会保険等の加入状況について確認を行う。

4 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合の受注者への措置

(1) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号）に基づく指名停止等の措置

(2) 工事成績評定の減点

5 適用年月日

令和5年7月1日以降に契約を締結する町営建設工事から適用する。

別表 加入が必要な社会保険

事業所の 形態	社員数	加入すべき社会保険等		
		雇用保険	健康保険	年金保険
法人	1人以上（役員を含まない）	<u>必要</u>	<u>協会けんぽ、健康 保険組合等</u>	<u>厚生年金</u>
	役員のみ	—	<u>協会けんぽ、健康 保険組合等</u>	<u>厚生年金</u>
個人	5人以上（事業主を含まない）	<u>必要</u>	<u>協会けんぽ、健康 保険組合等</u>	<u>厚生年金</u>
	1～4人（事業主を含まない）	<u>必要</u>	国民健康保険、健 康保険組合等	国民年金
	事業主のみ又は同居親族のみ	—	国民健康保険、健 康保険組合等	国民年金

※1 赤枠内の部分の保険加入について確認を行う。

※2 この表は社会保険等の大まかな適用関係を整理したものであり、実際の適用関係と異なる場合がある。